

## 報酬付与申立事情説明書

### 第1 報酬付与申立時点において管理する流動資産の額(※1万円未満切り上げ)

- 1 現預金(※後見制度支援信託による信託財産を含まない。)金\_\_\_\_\_万円
- 2 後見制度支援信託による信託財産 金\_\_\_\_\_万円
- 3 株式, 投資信託等の金融資産(時価額) 金\_\_\_\_\_万円  
(※保険, 商品券, 非上場株式等はここに含めないでください。)

### 第2 報酬付与申立期間(以下「申立期間」という。)及び申立期間中の収支

就職の日 } から 終了の日 }  
平成 年 月 日 } まで 平成 年 月 日 }

申立期間中における本人の収支は, \_\_\_\_\_万円(※1万円未満切り上げ)  
の( 黒字 赤字 )である。

### 第3 付加報酬の請求

- 付加報酬は求めない。
- 後見人等が本人のために行った, 次頁以下にチェックした行為について, 付加報酬を求める。
- 監督人が( 本人を代表した 同意した ), 次頁以下にチェックした行為について, 付加報酬を求める。

(次頁以下を記載する前に必ずお読みください)

- 1 次頁以下の行為について付加報酬を求めるときは, 所定の箇所にチェックした上で, 付加報酬を求める行為の内容を分かりやすく簡潔に記載してください(監督人が付加報酬を求める場合は, 監督人として行った事務内容を具体的に記載してください。)  
本件申立て前に裁判所に報告済みの事情であっても, それについて付加報酬を求める場合は, 必ず次頁以下に記載してください。その際に, 本件申立て前に裁判所に提出した報告書等を引用する場合は, 作成日付及び表題によって報告書等を特定してください。
- 2 次頁以下の記載とは別に文書を作成し, それを別紙として引用する場合も, その文書に付加報酬を求める行為の内容を特定してください。業務日誌をそのまま別紙として引用した場合は, 付加報酬を求める行為が特定できないため, 報酬を付加することができません。
- 3 裏付資料を添付する場合は, 付加報酬を求める行為の裏付けとなり得るものを厳選して添付してください。また, それぞれに①, ②などと番号を付した上で, 付加報酬を求める行為と裏付資料との対応関係が明らかになるようにしてください。
- 4 付加報酬を求める行為は, 原則として申立期間中の行為に限られ, 本人の経済的利益額も, 原則として申立期間中に現に得たものに限られます。申立期間より前の行為により申立期間中に経済的利益を得た場合はその旨を明記し, 申立期間中の行為につき申立期間内に経済的利益を得ていない場合は, 次頁以下の1ないし6ではなく7に記載してください。

□ 1 訴訟手続における訴訟行為（添付資料\_\_\_\_, \_\_\_\_, \_\_参照）

※ 非訟手続等を含みます。なお、申立期間中に確定判決等を得たが支払を受けていない場合は、後記7に記載してください。

- (1) 事案の概要は、備考欄のとおり 添付資料\_\_\_\_（訴状、判決書等）のとおり 年 月 日  
付け報告書のとおり
- (2) 訴訟行為は、申立人が行った 申立人が委任した弁護士が行った
- (3) **申立期間中**の、申立人による出廷や打合せの回数ないし内容、相手方の応訴姿勢、作成した書面の通  
数等の具体的事情は、備考欄のとおり 別紙のとおり 特筆すべき事項なし
- (4) かかる訴訟行為の結果、**申立期間中**に本人が現に得た（又は減少を免れたことによる）経済的利益額  
（判決、和解等に基づく回収額等）は、\_\_\_\_\_万円（※1万円未満切り上げ）であった  
**（備考）**  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

□ 2 調停及び審判手続における対応（添付資料\_\_\_\_, \_\_\_\_, \_\_参照）

※ 遺産分割調停及び審判を含みます。なお、相続放棄の申述は、後記7に記載してください。

- (1) 事案の概要は、備考欄のとおり 添付資料\_\_\_\_（調停調書、審判書等）のとおり 年 月  
日付け報告書のとおり
- (2) 調停等対応は、申立人が行った 申立人が委任した弁護士が行った 監督人が行った
- (3) **申立期間中**の、申立人による出廷や打合せの回数ないし内容、相手方の対応姿勢、作成した書面の通  
数等の具体的事情は、備考欄のとおり 別紙のとおり 特筆すべき事項なし
- (4) かかる対応の結果、**申立期間中**に本人が現に得た（又は減少を免れたことによる）経済的利益額（調  
停、審判等に基づく回収額）は、\_\_\_\_\_万円（※1万円未満切り上げ）であった  
**（備考）**  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

□ 3 遺産分割協議、示談等の手続外合意における対応（添付資料\_\_\_\_, \_\_\_\_, \_\_参照）

※ 単独相続による遺産の受入処理は、後記7に記載してください。

- (1) 事案の概要は、備考欄のとおり 添付資料\_\_\_\_（協議書等）のとおり 年 月 日付  
け報告書のとおり
- (2) 協議等の対応は、申立人が行った 申立人が委任した弁護士が行った 監督人が行った
- (3) 協議等を主宰し、協議書等の案を作成したのは、申立人である 申立人ではない
- (4) **申立期間中**の、協議等に向けて申立人が行った作業、相手方の対応姿勢、協議等の回数ないし内容等  
の具体的事情は、備考欄のとおり 別紙のとおり 特筆すべき事項なし
- (5) かかる対応の結果、**申立期間中**に本人が現に得た（又は減少を免れたことによる）経済的利益額（協  
議、合意等に基づく回収額）は、\_\_\_\_\_万円（※1万円未満切り上げ）であった  
**（備考）**  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

□ 4 不動産の任意売却（添付資料\_\_\_\_, \_\_\_\_, \_\_参照）

- (1) 不動産業者には、依頼していない 依頼したところ、その業者は以下の作業を行った  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

- (2) **申立期間中**、申立人は、不動産の任意売却のために以下の作業（相手方との交渉、業者対応、現地確  
認、居住用不動産処分許可申立て及びそれらにおける困難事情等を含む。）を行った

- 
- 
- 
- (3) 不動産の任意売却により、**申立期間中**に本人が現に得た経済的利益額（売却による収益額等）は、  
\_\_\_\_\_万円（※1万円未満切り上げ）であった

**□5 保険金の請求手続（添付資料\_\_\_\_\_, \_\_\_\_, 参照）**

- (1) 申立人が請求手続のために収集した書類、資料等は、添付資料\_\_\_\_（請求書等）に明記されている  
とおり（※明記がない場合→特に収集した書類等なし） 以下のとおり 特になし
- 
- 

- (2) **申立期間中**の請求手続における困難事情等（保険会社との交渉の有無、その経過等）は、以下のと  
おり 特になし
- 
- 

- (3) 保険金の請求手続により、**申立期間中**に本人が現に得た経済的利益額（保険金取得による収益額等）  
は、\_\_\_\_\_万円（※1万円未満切り上げ）であった

**□6 不動産の賃貸管理（添付資料\_\_\_\_\_, \_\_\_\_, 参照）**

- (1) 賃貸物件の概要（種類）、物件数、賃借人数等は、添付資料\_\_\_\_のとおり 以下のとおり
- 
- 

- (2) 不動産業者には、依頼していない 依頼したところ、その業者は以下の作業を行った
- 
- 

- (3) **申立期間中**、申立人は、不動産の賃貸管理として以下の作業（賃借人との契約手続、賃料回収、賃料  
入金確認、修繕手配及び確認及びそれらにおける困難事情等を含む。）を行った
- 
- 

- (4) 不動産の賃貸管理により、**申立期間中**に本人が現に得た経済的利益額（賃料収入による収益額等）は、  
\_\_\_\_\_万円（※1万円未満切り上げ）であった

**□7 その他の行為（添付資料\_\_\_\_\_, \_\_\_\_, 参照）**

- (1) 上記1ないし6以外に、申立人が後見人等の通常業務の範囲を超えて行った、本人の財産管理、身上  
監護に関する行為（親族や本人との対応、不正等への対応、本人死亡に伴う対応等を含む。）は、備  
考欄のとおり 別紙のとおり

※ 別紙を用いる場合も、その別紙には通常業務の範囲を超えて行った作業を特定して記載してください。業務日誌をそのまま  
別紙として引用した場合は、付加報酬を求める行為が特定できないため、報酬を付加することができません。

- (2) 上記(1)の行為により、**申立期間中**に本人が現に得た 経済的利益額は\_\_\_\_\_万円（※1万  
円未満切り上げ）であった 経済的利益は観念できない

**（備考）**

---

---

---

---

---

---

---

---

以 上